



バス関申  
第8号



## 2020年度賃金引き上げ等 に関する申し入れを行う!

ジェイアールバス関東の2019年度第3四半期収支実績は、高速線における台風・大雨等の災害による減収の中においても、前年度実績比において営業収益、営業利益とも100%を維持し好調に推移していると言えます。これは、要員が逼迫する中においても、日々の安全・安定輸送の完遂のみならず、自らが被災する組合員もいる中においても、災害時の代行輸送対応など、職責を越えた組合員の奮闘の賜であることは言うまでもありません。

職場では、新型コロナウイルスやインフルエンザの予防について自己管理に徹し、要員不足の課題が解消されない中、休日出勤や圧縮行路等で業務を遂行しています。逼迫した要員の中での奮闘は点呼執行者や車両係も同様です。そして、今年度の長野原の時期輸送についても他支店との協力体制のもと運行を確保し、管理の受委託やタイヤ改正等の施策についても「安全・健康・ゆとり・働きがい」を掲げて向き合い、会社の収益確保に向け着実に取り組んできました。

今後、社会の変化への対応やオリンピック・パラリンピック輸送の完遂が目指されていきます。安全を確保し、社会インフラとしての使命を果たし会社の発展を実現するには、賃金の引き上げだけでなく、55歳以上の基本給減額制度や新制度社員の昇給基礎額の課題など、シニアから若手組合員の労働条件・環境に対する不安の早期解決も必要です。そして、人材の確保・定着と、技術継承・人材育成を労使の共通認識とすべきであり、「労働力の価値」に対して正当に投資することが必須です!

1. 2020年4月1日以降のJR東労組組合員（契約社員Aを含む）の基本給を一律6,000円（定期昇給を含まない）引き上げること。
2. 2020年4月1日以降の契約社員B及び日給制臨時雇用員の基本日額を一律15,000円にすること。
3. 時給制臨時雇用員の時給を一律2,000円にすること。
4. 「労働条件に関する協約第156条」及び「平成18年10月1日以降新たに採用する社員の労働条件に関する協約第20条」に基づき定期昇給を実施すること。
5. 回答については、2020年3月31日までとすること。

バス関東の仲間のために精力的に団体交渉を行います!